

## 盛岡市ごみ焼却施設（クリーンセンター）建設工事請負契約 の入札談合に係る損害賠償請求の訴えの提起について

平成 19 年 5 月 31 日

財政部・環境部

### 1 クリーンセンターの建設工事について

本市のクリーンセンターの建設工事は、平成 6 年 7 月にごみ焼却施設のプラントメーカー 5 社 [REDACTED] の 5 社をいう。以下同じ。) による指名競争入札を実施し、その結果 188 億円（消費税抜き）で落札した当時の [REDACTED] との間で、同年 8 月に工事契約を締結したものである。

### 2 公正取引委員会の動き

公正取引委員会は、平成 6 年 4 月から平成 10 年 9 月までの期間（以下「審査対象期間」という。）において地方公共団体が発注したごみ焼却施設建設工事 87 件について、入札談合があったとの認識の基に平成 11 年 8 月、5 社に対し排除勧告を行ったが、5 社はその応諾を拒否したため、同年 9 月審判が開始されたものである。

審判は、計 25 回行われ、平成 18 年 6 月 27 日対象工事 87 件の過半について談合があったと認めることができるとした審決を行ったところである。

なお、本市のクリーンセンターの建設工事の入札は、この審査対象期間内に実施されたものである。

### 3 主な経緯

平成 6 年 7 月 26 日 5 社による指名競争入札  
日本鋼管(株)が 18,800,000 千円（税込 19,364,000 千円）で落札  
設計額 19,591,000 千円（税込 3% 20,178,730 千円）  
請負率 落札額 19,364,000 千円 / 設計額 20,178,730 千円  
=95.9624%  
落札率 落札額 19,364,000 千円 / 予定価格 19,573,368 千円  
=98.93%  
工事代金支払い完了年月日 平成 10 年 5 月 6 日  
平成 11 年 8 月 13 日 5 社に対し公正取引委員会から排除勧告が出された。  
(5 社は応諾拒否)  
9 月 8 日 公正取引委員会の審判開始

平成 16 年 3 月 29 日 公正取引委員会の第一次審決（排除勧告案と同旨）  
（5 社は「再犯のおそれがないので審決無用」として異議申立）

平成 18 年 3 月 28 日 公正取引委員会の第二次審決  
（再犯のおそれはあるとして一次案を維持）

6 月 27 日 公正取引委員会の審判審決

審査対象期間における建設工事 87 件についての審判官の判断

- ・具体的な証拠により談合を推認した工事 30 件
- ・それ以外の工事（本市のクリーンセンター建設工事も含む。）についても、証拠はないが過半の工事について談合があったと認めることができるとしている。

平成 18 年 7 月 27 日 審決取消を求め 5 社は東京高裁に提訴

9 月 14 日 住民監査請求

11 月 8 日 住民監査請求に対する監査結果の通知、勧告

- ・本件工事において本市が被った損害の補てんのため、損害賠償請求を行う等必要な措置を講ずること。
- ・措置期限：平成 19 年 2 月 28 日

平成 19 年 2 月 23 日 [REDACTED] に対し、損害賠償金額を平成 19 年 3 月 30 日までに支払うよう請求した。


3 月 30 日 [REDACTED] から、損害賠償金の支払いを拒否する旨回答があった。

#### 4 訴える理由

公正取引委員会の審判審決では、本市のクリーンセンターの建設工事の入札においては、具体的な証拠に基づき談合があったとの認定はしていないが、具体的な証拠に基づき談合があったとした他の事例と同じ 5 社による指名競争入札が行われていたことや、公正取引委員会の審判記録の内容等から総合的に検討した結果、本市のクリーンセンターの建設工事においても相当の蓋然性をもって入札談合が行われていたものと判断したところである。

このことから、市は、平成 19 年 2 月 23 日付けで、[REDACTED] に対し、市が被った損害の賠償を次のとおり請求したところである。

損害賠償請求額	2, 593, 967, 309 円
（内訳）損害賠償金	1, 794, 877, 854 円
利息	799, 089, 455 円

しかし、から、平成19年3月29日付の書面で、「入札に際して、公正取引委員会において認定した違反行為があったと指摘しているが、そのような事実はありませんので、請求の損害賠償金及びその遅延損害金については支払いたしかねます。」との回答があった。

以上のように、相手方から損害賠償金の請求に応じない旨の明確な意思表示があったことから、市として、損害賠償金の支払を求める訴えを提起することとしたものである。

## 5 支払を求める額

損害賠償金及び当該損害賠償金の支払い済みに至るまでの利息の支払を求めるものである。

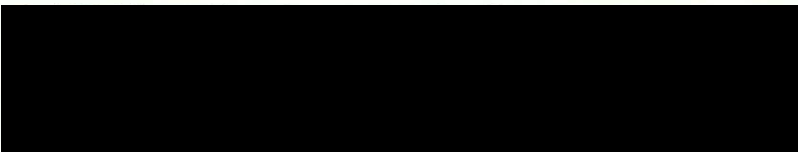
損害賠償金 1,794,877,854円

※算出方法：クリーンセンターの建設工事の落札率は、98.93パーセントであったが、5社以外の業者が受注した他の工事（審査対象期間内）の平均落札率は89.76パーセントであったことから、その差である9.17ポイントについて損害を受けたと認定し、その割合を予定価格に乗じて得た額とした。

利 息

※算出方法：工事代金の支払い完了の平成10年5月6日から当該損害賠償金の支払い済みに至るまでの日数に応じ、民法の規定による年5パーセントの利率で計算した得た額とする。

## 6 訴える相手



## 7 訴えの根拠

民法第709条（不法行為による損害賠償）による。

## 8 提訴する裁判所

盛岡地方裁判所

## 9 議会の議決

損害賠償請求の訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、6月市議会定例会において訴訟提起議案の議決を求めるものである。

## 10 参考（地方公共団体の損害賠償請求及び住民訴訟の動き）

### (1) 地方公共団体による損害賠償請求の動き

平成 18 年 6 月 27 日の公正取引委員会の審判審決後、平成 19 年 3 月 30 日までの期間において、名古屋市や海部地区環境事務組合（愛知県）など 6 地方公共団体が、それぞれ受注者に対し損害賠償請求を行っている。

なお、名古屋市など 3 団体では、工事請負業者が損害賠償請求に対し応じないことから提訴している状況である。

### (2) 住民訴訟の動き

住民訴訟（工事請負業者に対し、発注者が被った損害の賠償をするよう求めたもの）は、13 件提起されており、そのうち、京都市と多摩ニュータウン環境組合の 2 団体については、ともに 4 月 24 日に最高裁が業者側に支払を命じた二審を支持し、業者側の上告を退けている。これにより、全国で起こされている住民訴訟で、業者側の敗訴が初めて確定した。

なお、それ以外の 11 件については、1 件は最高裁に上告の予定、8 件が高裁で、2 件が地裁で係争中という状況である。